

一般社団法人つながり探究所
役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人つながり探究所（以下「この法人」という。）の定款第22条の規定に基づき、この法人の役員（第17条で定義される。）報酬、並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人の理事は、業務遂行に要した費用は社員総会決議に基づき支給することができる。

(報酬・費用の額)

第3条 理事の費用は、社員総会の協議によって定める。

(支払方法)

第4条 請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行うものとする。

附則

この規程は2024年7月31日に制定する。(2024年7月31日社員総会議決)

この規程は2024年8月1日から施行する。